

# 審 査 基 準

令和 6 年 12 月 12 日 作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第 7 条第 1 項
処 分 の 概 要：風俗営業の相続の承認
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第 7 条第 3 項において準用する第 4 条第 1 項（承認の基準） 風俗営業等適正化法施行規則第 1 条（相続承認申請書の提出）、第 6 条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第 6 条の 2（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者）、第 1 3 条（風俗営業の相続の承認の申請）
審 査 基 準： 風俗営業等適正化法第 4 条第 1 項第 3 号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注 1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げるものをいう。 注 2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第 6 条に掲げるものをいう。
標 準 処 理 期 間：3 0 日（行政庁の休日は含まない）
申 請 先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 合 せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」第 1 3 を参照すること。